

第2回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：平成31年4月16日（火）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第3会議室

1 開会

事務局より、本日の出席状況の報告、配布資料について説明。

2 議題

(1) 2019年度の逗子海水浴場ルールについて

・前回に引き続き、14頁の「**VI 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール**」案中、変更点のある(6)海水浴場区域内での行為について事務局より説明。ルール案について、次のとおり意見があった。

○犬等の動物の持ち込みについて、次のとおり意見があった。

- ケージに入れればよいという曖昧な基準では注意しにくい。禁止か否かをはっきりさせてあげないと注意する方も困る。

- 断ることは簡単だが、連れてきた人にお帰りくださいとは言いづらい。

→もともと条文の中で安全衛生と危険防止の為に禁止としてきたもの。ルールを知らずに連れてきた人に帰ってくださいと言うのは難しい。対策として、ケージに入れて安全衛生・危険防止が確保されているという解釈で可としたもの。(事務局)

-基本的には持ち込みをお断りしているが、連れてきてしまって今更帰れないという場合に、区域外(両端)や海の家が無い区画に移動してもらうようお願いしている。

→犬並びに小動物について、持ち込みは禁止事項としてしっかり周知するとともに、連れてきてしまった場合、ケージの無い方には基本的には禁止事項であることを伝えて、区域外で過ごしてもらうようお願いする。ケージに入れて安全衛生と危険防止が確保されていれば禁止行為には当たらないという解釈で試行し、運用結果を見て、注意件数や問題等について議論したうえで、来年度以降ケージに入れた場合も持ち込みを禁止するかどうか判断する。(座長)

-海の家で犬を毎日連れ込んでいるところがある。

→海を家の事業者説明会において、組合員にはルールとしてきちんと説明し徹底する。来場者には、基本的には禁止だが、連れてきた場合、両端に行ってもらおうよう周知する。(海岸組合)

○スキムボード、ボディボードについては提案のとおりで反対意見等は無かった。

○海岸組合から、テント等の規制について提案があり、次のとおり意見があった。

- 混雑時という表現はわかりにくい。最初は空いていて、設置してしまってから混雑してきたから移動するのは無理がある。大型テントを遊泳区域外に設けてはどうか。

- ウィンドサーフィンやヨット、サップはトップシーズンであり、両端の遊泳区域外のエリアに集中している。その場所に大型テントの設置エリアを設けるのは難しい。

- サンシェードは手軽に持ち運べ、ファミリー層が多く使用している。禁止とすることはファミリービーチである逗子海岸の趣旨に相反する。熱中症防止の観点からも禁止すべきものではない。

→サンシェードについては禁止事項としない。(座長)

→大型テントについては、安全の為注意できるような記載とする。規制するに当たっては、監視員・マナーアップ警備員では対応できない為、海の家の前についてはそれぞれの海の家が声かけをする。(座長)

(2) 逗子海水浴場の振興策について

3つのグループに分かれて、振興策(5年後10年後どんな海岸になっていたらいいな)について自由に意見を出し合った。

①

- ・広い(白い)砂浜
- ・トイレがきれい
- ・浜でビールが飲める
- ・学校海の家の復活
- ・通路に水が溜まっていない

②

- ・下水道が完備(海の家の排水)
- ・電線の地下化
- ・規制の無い静かなビーチ(動力船が無い)
- ・夏の花火大会(10日に一度の花火大会)
- ・ビーチホテル

③

- ・静かで落ち着いたビーチ
- ・春から秋まで楽しいイベント開催
- ・無料温水シャワー完備
- ・利用者の半分は市民
- ・地元の子供たちが日焼けしている

- ・みんながマナーを守って、きれいで楽しいビーチには人が集まる。

3 その他

- ・事務局から、今後のスケジュールについて、次のとおり説明があった。
 - 本日検討いただいた結果を反映した「2019年度の逗子海水浴場ルール」については、後日メンバーの皆さんにメール等でお送りする。
 - 市長の決裁後、5月中旬の海水浴場事業者説明会で内容について説明する。
 - 6月海水浴場の準備、海の家建築が始まり、28日(金)が海開き式となる。
 - 7月8月に各一回合同パトロールを実施する予定。日程が決まり次第メール等でご連絡する。
- ・次回の検討会開催については、10月を予定している。